

総社市小児医療費公費負担制度について

○受給対象条件

- (1) 0歳～中学校3年生までの総社市民
- (2) 健康保険の被保険者であること
- (3) 生活保護世帯の小児でないこと

○医療費の自己負担額

中学生以下：無料

※ただし、健康保険適用の範囲内のものが対象となるので、保険外診療（文書料・容器代・食事療養費など）は対象外です。また、付加給付金や他に公費負担がある場合は、その額は差し引かれます。

○受給方法

(1) 受給資格者証発行

「小児医療費受給資格者証」の交付申請手続きが必要です。

《お手続きに必要なもの》

- ・対象児のマイナンバーカード または 資格確認書（勤務先等から交付されます。）

こども課の窓口で交付申請書を記入し、申請してください。申請された月の翌月1日からお使いいただける受給資格者証を、申請された月の月末にお送りします。ただし、マイナンバーカードを使って申請した場合は、保険情報の確認に時間を要するため、交付が遅れる場合がありますのでご了承ください。

(2) 受給資格者証が届いたら

岡山県内の医療機関で会計時に「小児医療費受給資格者証」と「マイナンバーカード」を一緒に医療機関の窓口へ提示していただくことでご利用いただけます。なお、保険外診療分は助成対象外となりお支払いが必要ですのでご注意ください。

★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナアプリ等で利用登録が必要です。

(3) 受診時に受給資格者証が届いていない場合、県外受診の場合

総社市民となった日から受給対象となりますが、出生日または転入日から受給資格者証が手元に届くまでの間や、県外での受診で、受給資格者証が使えずに医療費を自己負担された場合には、後日こども課窓口で償還給付申請をしてください。かかった医療費の助成対象分を給付いたします。

償還給付申請

こども課の窓口で給付申請書を記入し医療機関等の領収書を添付の上、申請してください。

《お手続きに必要なもの》

- ・医療機関等の領収書

※健康保険を適用せずに10割負担で支払った場合や、高額療養費等に該当する場合は、必ず健康保険から給付を受けたうえで申請してください。その際、健康保険からの支給決定通知書もあわせてご提出ください。

- ・小児医療費受給資格者証
- ・保護者（申請者）名義の通帳

※ 申請書は、受診した月ごとかつ医療機関ごとに1枚必要です。

※ 償還給付申請は、医療費の領収日の翌日から5年以内に申請してください。

★医療費が高額になったら、学校・園の管理下で怪我をしたら… 裏面をご覧ください➡

○医療費が高額になったら、学校・園の管理下で怪我をしたら・・・

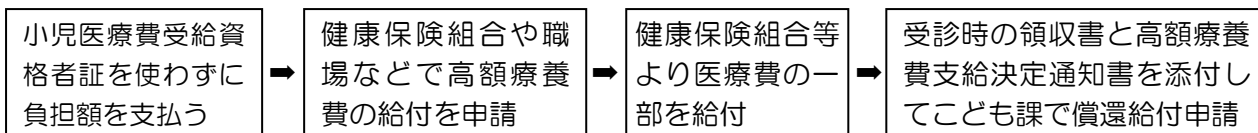
以下の制度の利用が優先されます。

・高額療養費給付制度（医療費が高額になったら・・・）

医療費の自己負担額が高額になった場合、健康保険で高額療養費の給付が受けられます。所得によって対象額が違うので、詳しくは加入されている健康保険の組合等へご確認ください。

窓口での自己負担額から高額療養費の給付を差し引いた額が小児医療の対象となりますので、償還給付申請時に健康保険からの**高額療養費支給決定通知書**も添付してください。

【対象の場合のお手続きの流れ(例)】

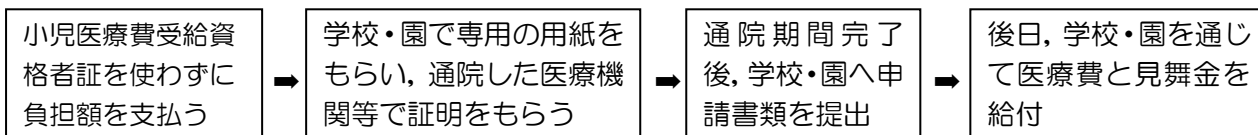


※高額療養費給付制度の限度額適用認定証をお持ちの場合は、お支払い時に提示していただくだけで適用されますので、手続き不要です。

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（学校・園の管理下で怪我をしたら・・・）

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入している方は、小中学校・幼稚園・保育園などの管理下で怪我をして病院にかかった際に、治療完了までの期間の総医療点数が 500 点以上（医療費負担額の合計が未就学児 1,000 円以上、小中学生 1,500 円以上）の場合、災害共済給付制度がご利用いただけます。こちらは医療費に加え 1 割相当の見舞金も給付されます。詳しくは通われている学校・園へおたずねください。

【対象の場合のお手続きの流れ(例)】



○損害賠償との調整

病気または負傷について損害賠償（たとえば交通事故などによるもの）を受けた場合は、賠償額の限度までは給付の対象になりません。また、すでに給付した医療費は返還していただくことになります。

こんなときには必ず届け出を！

こんなとき	持ってくるもの
総社市から転出するとき	受給資格者証を返還してください
加入する健康保険が変わったとき	受給資格者証、マイナンバーカードまたは資格確認書
氏名・住所・電話番号が変わったとき	受給資格者証
受給資格者証の再交付を受けるとき	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
生活保護を受けるようになったとき	受給資格者証を返還してください



お問い合わせは

総社市役所 こども課 子育て支援係 TEL0866-92-8268

LINE での申請・届出が可能になりました

右の申請・届出については、総社市の LINE 公式アカウントでもお手続きが可能です。右の QR を読み取っていただくか、LINE のトーク画面の基本メニューからお手続きください。



証交付申請



変更届

※証交付申請（再交付申請を除く）及び変更届（保険の変更）については、資格確認書が必要です。（LINE ではマイナンバーカードでのお手続きはできません。）